平成２８年（フ）第３３２号
東京都西多摩郡奥多摩町川野292番地29
破産者　大山　正臣
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３８号
三重県鈴鹿市住吉５丁目12番３号
破産者　山田　浩司
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０６号
三重県四日市市伊坂町680番地
破産者　水谷　誓宏
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
三重県四日市市河原田町字伊倉712番地
破産者　サシジヨー水産有限会社
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
三重県四日市市大矢知町1368番地１　フルールＡ―101、前住所三重県四日市市三ツ谷町15番15―202号　グラン・コート阿倉川
破産者　羽山　　優
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
兵庫県尼崎市食満３丁目25番16号
破産者　株式会社システム産業
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５号
広島県三原市宮浦３丁目34番28号
破産者　有限会社ペガサス
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３３号
広島県府中市土生町1519番地１　府中むつみ園
破産者　鷲田　　茜
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１３２号
広島県福山市野上町２丁目10番35号　フロンティア野上201号室、住民票上の住所広島県福山市曙町２丁目７番27―304号
破産者　中島　　稔
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３７４号
北九州市門司区東新町１丁目４番１―602号
破産者　株式会社プログレス
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０８号
仙台市青葉区中山５丁目１番18号
破産者　栗原　啓輔（旧姓幸島）
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３４５号
仙台市宮城野区新田１丁目５番58号　いずみ荘101
破産者　浅野　哲郎
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３４５号
北九州市八幡西区香月西２丁目５番27号
破産者　永井　和彦
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６８号
佐賀県杵島郡白石町大字牛屋7860番地２
破産者　久原ヤス子
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第５２５号
札幌市北区北23条西３丁目１番25―205号
破産者　野原　貴輝
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７９号
北海道旭川市末広東１条８丁目５番７号
破産者　上神田祐司
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４０号
仙台市青葉区小松島４丁目14番33号
破産者　遊佐　重信
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４３３号
仙台市青葉区中山４丁目22番22―517号、従前の住所仙台市青葉区高野原４丁目６番地の９
破産者　鈴木　隆文
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４８９号
宮城県宮城郡利府町赤沼字中倉51番地９、従前の住所仙台市青葉区鷺ケ森２丁目９番15号
破産者　栗原　義文
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５１４号
仙台市青葉区通町２丁目17番６―601号
破産者　佐々木尚昭
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係